

尾張旭市監査公表第 9 号

令和 6 年 1 2 月 2 5 日付け尾張旭市監査公表第 3 0 号をもって公表した定例監査結果報告について、令和 7 年 1 月 1 5 日付け 6 浄第 8 5 号で市長から措置を講じた旨の通知がありましたので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により次のとおり公表します。

令和 7 年 1 月 2 9 日

尾張旭市監査委員 山 田 義 浩

尾張旭市監査委員 大 島 も え

上下水道部浄化センター

監 査 の 指 摘 事 項	措 置 状 況
本市の随意契約ガイドライン（総務部総務課策定。以下「ガイドライン」という。）により、随意契約を締結する場合、予定価格が契約規則第 2 5 条に定める金額を超えるときは、随意契約の内容の公表をしなければならないが、西部浄化センター非常用自家発電設備保守点検業務は、予定価格が同条に定める金額を超える随意契約であるにもかかわらず、内容の公表が行われていない。 ガイドラインに沿った事務処理を漏れなく実施されたい。	指摘後、提出忘れであったため総務課へ送付し、現在公表されている。 再発防止として、担当の提出忘れを防ぐため、例年公表が必要であろうと思われる契約については、リストを作成し、ホームページ上に公表されているか、契約後 1 か月以内に確認を行っていく。